

国保の加入・喪失等の届出について

次のような場合は、届出に必要なものを持参のうえ14日以内に市民課で届出を行ってください。なお、全ての届出に本人確認ができるものが必要です。

加入するとき

申請理由	届出に必要なもの
大村市に転入してきたとき (他の健康保険などに加入していない場合)	前住所地発行の転出証明書 ※転出証明書で国保資格が確認できない場合、職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票が必要です。
職場の健康保険などをやめたとき (被扶養者から外れたとき)	職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票
子どもが生まれたとき	特にありません
生活保護を受けなくなったとき	保護受給証明書または保護廃止決定通知書

喪失するとき

申請理由	届出に必要なもの
他の市区町村に転出するとき	保険証または資格確認書
職場の健康保険に入ったとき	・大村市国保の保険証または資格確認書 ・職場の資格確認書または加入したことを証明する書類(資格取得日がわかる資格情報のお知らせなど)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
被保険者が死亡したとき	死亡した人の保険証または資格確認書
生活保護を受けるようになったとき	・保険証または資格確認書 ・保護受給証明書または保護開始決定通知書

その他

申請理由	届出に必要なもの
保険証等の紛失、破損により再発行が必要なとき	保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(破損した場合)
市内で住所が変わったとき	保険証または資格確認書
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を分離、合併したとき	
子どもが修学のため大村市外に住所を定めるとき	・保険証または資格確認書 ・在学証明書
大村市外の施設に入所したとき	・保険証または資格確認書 ・在園証明書

- * 転入・出生以外の手続きは、平日の開庁時間内(8時30分～17時15分)に行ってください。
土曜日・日曜日、祝日や出張所、郵送による受付は行っていません。
- * 平日12時～13時は資格確認書または資格情報のお知らせの発行ができません。
その時間帯に受け付けた場合は原則、後日資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。

マイナ保険証をご利用の方も国保の加入・喪失の届出が必要です。



～国保の届出・申請等にはマイナンバーが必要です～

国保の届出・申請等は世帯主が行うため、「世帯主」のマイナンバーカードと「対象となる人」のマイナンバーカードの両方が必要です。

- ・マイナンバーカードがない場合は下記の書類が必要です。

マイナンバーの確認ができる通知カード等



本人確認ができる公的機関が発行した顔写真付きの証明書(運転免許証等)

※顔写真付きの本人確認ができるものがない場合は、2点以上の本人確認ができるものが必要です。

例 **健康保険証 + 年金手帳**、**介護保険証 + 公的機関(市役所など)からの通知** など